

令和8年度タイ現地における観光・食・物産が一体となった誘客プロモーション業務 委託仕様書

1 業務の目的

2025年の訪日外国人旅行者数は、42,683,600人と過去最高を記録し、2026年も引き続き堅調に推移している。

その中でも、親日的とされ、リピーター率および個人旅行者（FIT）の割合が高く、東南アジアで最も訪日外国人旅行者が多いタイについては、三重県観光連盟（以下「観光連盟」という。）としても積極的に誘客の取組を行ってきたところである。

観光庁が行ったインバウンド消費動向調査（2024年）の結果によると、訪日タイ人旅行者が「訪日前に期待していたこと（複数回答）」の第1位は「日本食を食べること（85.9%）」第2位は「ショッピング（67.6%）」であり、タイからの誘客プロモーションにおいて食と物産は重要なコンテンツである。

そこで、本事業ではFITに向けた観光・食・物産が一体となった誘客プロモーションとして、タイ現地での飲食店等と連携したフェアの実施等を行うことで、タイにおける三重県の認知度向上及び来訪意欲の喚起を図るものである。

2 委託業務名

令和8年度タイ現地における観光・食・物産が一体となった誘客プロモーション業務

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務内容

観光・食・物産が一体となった誘客プロモーションについて具体的案業務内容は、以下（1）～（4）のとおりである。

（1）飲食店等と連携したフェアの開催

タイバンコク市内の集客力および情報発信力の高い飲食店などにおいて、三重県フェア（仮称、以下「フェア」という。）を開催し、三重県食材や三重県ならではのメニューの提供や県内観光地や食、物産の魅力が一体となった情報発信を行うこと。なお、フェアの開催については、以下の業務を行うこととし、観光連盟と協議のうえフェアの開催内容を決定すること。

- ・訪日旅行可能な所得層が多く利用し、三重県への誘客に結び付く客層に適したバンコク市内の飲食店1店舗以上を選定し、フェアを開催すること。
- ・フェアの開催期間には1月中旬にサイアム高島屋で開催する三重県フェア in タイランドの開催期間を含めること。また、フェアの開催期間は1か月以上とする。ただし、ターゲットの来訪意欲を最も高められる時期または飲食店の客層を踏まえて三重県への誘客につなげるうえで適切な時期について、合理的な理由がある場合は、上期間外の開催時期を提案することを妨げない。
- ・三重県産の「みかん」を使用したメニューの提供を必須とし、かつ三重県ならではのメニューを複数提供すること。なお、メニュー提供に必要な食材の調達などは受託者において行い、その費用も負担すること。

- ・フェアの開催にあたって、インポーターの手配やインポーターとの調整、FDA登録等が必要となる場合は対応すること。なお、活用する食材（みかん等）の調達にあたっては、タイ現地において既に正規に流通している三重県産食材を現地調達・活用することも可能とする。
- ・フェア期間中は飲食店などの店内が三重県の観光地・食・物産の魅力を感じられる空間となるよう装飾やモニター設置、パンフレットの配架などを施すこと。また、三重県フェア in タイランドの開催をあわせて周知すること。
- ・その他、フェア開催場所に係る調整、必要な届け出の提出手続きなどフェア開催に必要な一切の業務を行うこと。
- ・フェア来場者にアンケートを実施し、フェアの満足度や三重県への来訪意欲等を調査すること。アンケート内容については原案を作成したうえで観光連盟と協議の上、決定すること。なお、回答者数は300人を目指すこと。
- ・アンケート回答率を高めるため、三重県に関連するノベルティを製作・配付する等の工夫を行うこと。なお、店舗スタッフとの連携や、卓上POPへのQRコード配置、SNS連動など、確実な回収に資する具体的なオペレーション方法を提案すること。また、ノベルティの製作・配付等に必要費用は受託者の負担とする。

提案にあたっての留意事項

以下については可能な限り具体的な提案を行うこと。

- ・場所・店舗、フェアの開催時期、提供メニュー、装飾等イメージといったフェアの具体的な内容について
- ・アンケートの回収率を高めるためのノベルティ、アンケートの回収に資するオペレーション方法について

(2) フェア及び三重県の観光・食・物産の魅力に係る情報発信

- ・フェアの来場者増や三重県の観光・食・物産の魅力の発信を図るため、インフルエンサーや現地メディアなども活用しながら、フェアの周知を行うこと。
- ・フェアに来場し、三重県メニューを注文した方に抽選で特別感のある三重県産品をプレゼントする等のキャンペーンを実施し、話題性の創出と来場者増に努めること。

提案にあたっての留意事項

- ・フェアの周知方法等については、可能な限り具体的な内容を提案すること。

(3) 効果測定等

- ・フェアに関するSNS上の投稿等について、発信回数、発信に対するリーチ数やエンゲージメント（いいね、リツイート、コメント等）など、プロモーションの効果が測定できる指標に関する情報を収集すること。なお、デジタルプロモーションについては、最低70万リーチ以上を想定した効果的なプロモーション計画を提示し、その達成に努めること。
- ・アンケート結果やプロモーション効果が測定できる指標や各分析ツール（Google アナリティクス、各SNSインサイト等）の活用を基にフェアの前後での三重県の知名度向

上や訪問意欲に関する変化の分析を行うこと。その分析結果に応じて、今後のタイ市場における効果的な情報発信の方向性、潜在層へのアプローチにおける課題および次年度以降の改善提案等を網羅したレポートを作成・提出すること。

(4) その他

- ・各事業の企画や実施、スケジュールについて観光連盟と協議のうえ決定すること。
- ・上記以外で本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。
- ・事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- ・事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- ・観光連盟等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、観光連盟と協議し、その指示に従うこと。

5 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を観光連盟と協議しながら進めること。
- (2) 新たに作成する資料等に写真等を使用する場合、著作権や使用承諾について使用元へ確認すること。また、各観光施設にかかる配信内容や紹介内容について、事前に各施設へ確認を行うこと。
- (3) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めることとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

6 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。ただし、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、受託者は概算払を請求することができる。その際は、契約時に別途定める様式において概算払計画を示すとともに、所定の様式により請求書を提出する。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和9年3月26日（金）
- (2) 記載事項
 - ア 委託名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間
 - エ 完成年月日
 - オ 実施した業務概要
 - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

8 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。

(7) その他

委託仕様書に定めのない事項については、その都度、双方で協議のうえ決定する。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託の相手方
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先の責任体制等
- 六 再委託先の相手方の監督方法
- 七 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第9条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 11 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 12 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙が個人情報を取扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。